

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和3年度の保険料のお支払いと
保険証(被保険者証)の一齐更新について

■7月に保険料額をお知らせします

令和3年度の保険料については、7月に郵送でお知らせします。
保険料は、前年の所得額に応じて決定します。

保険料のお支払い方法

後期高齢者の方の保険料は、基本的に年金からのお支払い（特別徴収）となりますが、次のいずれかに当てはまる方は、年金からのお支払いができないため、納入通知書や口座振替（普通徴収）により納めていただきます。

- 年金額が年額18万円未満の方（介護保険料が年金から引かれていない方）
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金額の半分を超える方

●年金からのお支払いは、希望により口座振替に変更することも可能です。

口座振替を希望される方は、後期高齢者・医療給付担当までお申し出ください。

※保険料の支払い方法は、年度の途中で年金からのお支払いに変更になる場合があります。決定通知書に記載していますのでご確認ください。

■保険証(被保険者証)が新しくなります

現在ご使用の保険証は、7月31日で有効期限を迎えるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら現在お持ちの水色の保険証は破棄し、黄緑色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和4年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町民課後期高齢者・医療給付担当までお申し出ください。

新しい保険証は黄緑色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	01234567
住 所	広城市道会長1丁目
氏 名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
被保険者種別	昭和20年 4月 1日
発行年月日	昭和20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに被保険者の名称及び郵便番号	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(狭)

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、
限度証(限度額適用認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証、限度証は7月31日で有効期限を迎えるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に減額認定証と限度証を交付しますので、8月1日からは、現在お持ちの黄色の減額認定証と限度証は破棄し、橙色の減額認定証と限度証をご使用ください。有効期間は保険証と同じく令和4年7月31日までです。

新たに必要となる方は、下記の交付対象に該当することを確認の上、町民課後期高齢者・医療給付担当へ申請してください。

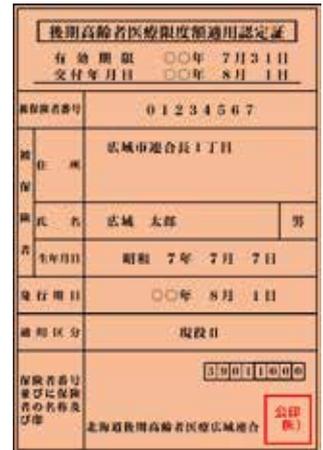
●減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ■ 世帯全員の所得が0円の方 <ul style="list-style-type: none"> ● 公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方 ● 給与所得があり、その金額から10万円を控除したときに、所得が0円になる方 ■ 老齢福祉年金を受給されている方
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

後期高齢者医療被保険者証・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住 所	広城市道会長1丁目
氏 名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発行年月日	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分Ⅰ
被保険者種別	〇〇年 8月 1日 保険者印(狭)
保険者番号並びに被保険者の名称及び郵便番号	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(狭)

●限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅠ	現役並みⅢ、Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方



新しい減額認定証と限度証は橙色です

問合せ

別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当(内線1241・1242)

北海道後期高齢者医療広域連合 TEL011-290-5601

町民課から

別海町ごみの減量化大作戦! その60

(単位:トン)

令和2年度のごみの排出量

平成29年度から18分別をお願いし、リサイクルとごみの減量に取り組んでいるところですが、町民の皆さんの協力の下、ごみの排出量を減らすことができました。



引き続き減量にご協力ください。

	全体のごみの量	
		うち家庭ごみの量
可燃ごみ	2,688 (-134)	2,280 (-31)
不燃ごみ	736 (32)	620 (22)
資源ごみ	1,344 (-81)	1,242 (-62)
合計	4,768 (-183)	4,142 (-71)

※ () は対前年比

新聞、雑誌、ダンボール、紙パックの出し方チェック

新聞や雑誌は、貴重な紙資源としてリサイクルしています。排出方法のポイントをお知らせしますので改めて確認していただき、引き続きリサイクルの推進にご協力をお願いします。

新聞

- 4つ折りサイズにまとめて、ひもで十字に縛ってください。
- 折り込みチラシは新聞とまとめて出すことができます。
- 新聞専用袋に入れて出すこともできます。袋を使用するときは、□を縛る等して飛散防止にご協力ください。
- 晴れた日にごみステーションへ出してください。



雑誌

- ビニールや、ホチキスの針以外の金属を取り除き、ひもで十字に縛ってください。
- 晴れた日にごみステーションへ出してください。

ダンボール

- 金属や、ビニールなどを取り除き、ひもで十字に縛って出してください。
- 晴れた日にごみステーションへ出してください。

紙パック

- パックの中を軽くゆすいで乾燥させ、箱を切り開いた状態で重ねて、ひもで十字に縛ってください。
- 「紙パック」の識別マークが目印です。
- 晴れた日にごみステーションへ出してください。



問合せ/町民生活担当 (内線1212・1213)